

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について報告します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る名簿作成業務（共通）【業務登録】
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援に関する業務
  - (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務（共通）【業務登録変更】
  - (2) 個人住民税賦課業務（税務課）ほか1件【目的外利用登録変更】
  - (3) ひとり親家庭等支援事業（こども課）【目的外利用登録】
- 3 上越市夏の節電キャンペーン業務（環境保全課）【業務登録廃止】
- 4 国民健康保険給付業務（国保年金課）【外部提供登録】
- 5 地域文化活動支援に関する業務
  - (1) 地域文化活動支援業務（文化振興課）【業務登録廃止】
  - (2) 地域文化活動支援業務（文化振興課）【外部提供登録廃止】
- 6 上越市地域文化活動交流支援に関する業務
  - (1) 上越市地域文化活動交流支援事業（文化振興課）【業務登録廃止】
  - (2) 上越市地域文化活動交流支援事業（文化振興課）【外部提供登録廃止】

7 指定管理者の指定に関する施設

- (1) 越柳地区研修センター（農村振興課）【業務登録廃止】
- (2) 三和北部地区農業振興センター（農村振興課）【業務登録廃止】
- (3) 日本自然学習実践センター（農林水産整備課）【業務登録廃止】

◆ 養山町 総合センター

〒910-0001 福井県越前市越前

〒910-0001 福井県越前市越前

3

【施設名称】（施設） 越前市総合センター（福井県越前市越前）

〒910-0001 福井県越前市越前

【施設管理課】（課） 農林水産整備課（福井県越前市越前）

【施設管理担当】（担当） 農林水産整備課長（福井県越前市越前）

【施設管理担当】（担当） 農林水産整備課長（福井県越前市越前）

【施設管理課】（課） 農林水産整備課（福井県越前市越前）

【施設管理課】（課） 農林水産整備課（福井県越前市越前）

〒910-0001 福井県越前市越前

【施設管理課】（課） 農林水産整備課（福井県越前市越前）

【施設管理課】（課） 農林水産整備課（福井県越前市越前）

〒910-0001 福井県越前市越前

【施設管理課】（課） 農林水産整備課（福井県越前市越前）

【施設管理課】（課） 農林水産整備課（福井県越前市越前）

Table 1.1

<p>Category 1: [Faint text]</p>	<p>[Faint text]</p>
<p>[Faint text]</p>	<p>[Faint text]</p>
<p>[Faint text]</p>	<p>[Faint text]</p>
<p>[Faint text]</p>	<p>[Faint text]</p>
<p>[Faint text]</p>	<p>[Faint text]</p>
<p>[Faint text]</p>	<p>[Faint text]</p>

個人情報業務登録票（報告）

課 名 共通

業務の名称	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る名簿作成業務
収集の目的	新型コロナウイルス感染症発生の疑いが生じた際に、行政機関が感染者の施設利用の確認や濃厚接触者の有無を速やかに把握し、連絡を取ることができるようにするため （根拠法令： ）
収集する個人情報項目	氏名、住所、電話番号、利用施設、利用時間、加入団体、健康状態、学校名、学年、学級
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他（ ）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> その他（4週間）

## 【新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る名簿作成業務の業務登録等について】

新型コロナウイルス感染症予防対策を進める上で、7月以降首都圏での感染が拡大したこと及び7月15日には市内において感染者が確認されたことを受け、改めて感染予防対策を徹底するとともに、業種別ガイドラインに基づき、公共施設の利用者名簿を作成し、施設使用者の中に感染者が確認された場合は、速やかに保健所に濃厚接触者の情報を提供するため、業務登録等を行うもの

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る名簿作成業務の概要について

1 業務の名称 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る名簿作成業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

新型コロナウイルス感染症発生の疑いが生じた際に、行政機関が感染者の施設利用の確認や濃厚接触者の有無を速やかに把握し、連絡を取ることができるようにするため

(2) 業務内容

公の施設の来館者に対し、氏名、連絡先等の情報の提供を依頼し、提供された情報により来館者名簿を作成し、新型コロナウイルス感染症発生の疑いが生じた際には、保健所に名簿を提供し、感染者の施設利用の確認や濃厚接触者の有無を速やかに把握する。

3 収集する個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、利用施設、利用時間、加入団体、健康状態、学校名、学年、学級

4 収集の方法

- ・本人から直接収集する。
- ・本人から同意を得て、加入団体の代表から間接的に収集する。
- ・図書の貸出記録の一部など、各種手続きで収集した情報の一部を必要に応じて収集する。

5 収集開始日

令和2年7月17日

6 報告の理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、市民の生命を守るために業種別ガイドラインに基づき、名簿作成業務を早期に実施する必要があったことから、審議会への諮問とその答申を経る時間的余裕がなかったため、今回報告するもの

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、市民の生命を守るために業種別ガイドラインに基づき、名簿作成業務を早期に実施する必要があったことから、審議会への諮問とその答申を経る時間的余裕がなかったため、今回報告するもの

1. 概要

1.1 背景

1.2 目的

1.3 対象

本報告は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、市民の生命を守るために業種別ガイドラインに基づき、名簿作成業務を早期に実施する必要があったことから、審議会への諮問とその答申を経る時間的余裕がなかったため、今回報告するもの

1.4 実施状況

1.5 効果

1.6 課題

1.7 今後の対応

1.8 参考資料

1.9 問い合わせ先

1.10 報告書作成日

1.11 報告書作成者

會計科目	金額
<p>1. 現金</p>	<p>100,000</p>
<p>2. 應收帳款</p>	<p>200,000</p>
<p>3. 存貨</p> <p>4. 不動產</p> <p>5. 其他資產</p>	<p>300,000</p> <p>400,000</p> <p>100,000</p>
<p>6. 應付帳款</p>	<p>150,000</p>
<p>7. 資本</p> <p>8. 盈餘</p>	<p>500,000</p> <p>100,000</p>
<p>9. 其他負債</p>	<p>50,000</p>
<p>10. 其他</p>	<p>0</p>

個人情報業務登録票（変更）（報告）

課 名 共通

業務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務
収集の目的	新型コロナウイルス感染症対策に係る支援業務を適切に実施するため (根拠法令： )
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、続柄、人的関係、婚姻、死亡、学校名、学歴、職種、勤務先、収入情報、金融機関情報、賦課情報、生活保護情報、年金情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況、入所措置情報、養育費、児童手当情報、児童扶養手当情報、監護の有無、児童福祉施設等の入所状況、暴力団情報など給付金等の交付申請書、決定通知書及び実績報告書にある情報、本人確認情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等 (根拠条項： ) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 ( ) <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (税務課、市民課、こども課)
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他 (総合福祉システム)
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ( )



**【新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務の変更及びひとり親家庭等支援事業業務の目的外利用登録、個人住民税賦課業務、児童扶養手当業務の目的外利用登録変更について】**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭等に対して実施する給付金の申請書の発送、受付、審査、支給等について、市で把握している情報を使用することで、本人からの申請を簡略化し、速やかな給付を行うため、必要な業務登録及び目的外利用の登録と変更を行うもの

新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務の概要について

1 業務の名称 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（税務課、市民課、 ）	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（税務課、市民課、こども課）

3 変更理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭等に対して実施する給付金の申請書の発送、受付、審査、支給等について、市で把握している情報を使用することで、本人からの申請を簡略化し、速やかな給付を行うため。

4 変更期日

令和2年7月20日

5 業務の概要

(1) 実施目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受ける市内事業者、大学生等、子育て世帯及びひとり親家庭等への緊急経済対策の一環として、市が実施する給付金の支給及び生活支援を実施する。

(2) 業務内容

新型コロナウイルス感染症に対応した市民の生活支援のため給付金を支給する業務  
 （子育て世帯への臨時特例給付金、ひとり親家庭等支援給付金及び学業継続支援給付金）

6 報告の理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ひとり親家庭等に早急に支援を行う必要があったため、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの

目的外利用

保有個人情報

登録票（変更）（報告）

外部提供

課名 業務の名称欄に記載

業務の名称	① 個人住民税賦課業務（税務課） ② 児童扶養手当業務（こども課）	
利用又は提供する目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受ける市内事業者、大学生等、子育て世帯及びひとり親家庭等への緊急経済対策の一環として実施する給付金の申請受付、審査、支給等の生活支援に関する業務を円滑に進めるため	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、人的関係、収入情報、賦課情報	氏名、性別、住所、生年月日、年金情報、養育費、DV被害状況、虐待状況
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	共通
	業務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務
利用又は提供する期間	令和2年4月16日から業務終了まで	

個人住民税賦課業務及び児童扶養手当業務の目的外利用登録変更について

1 業務の名称	① 個人住民税賦課業務（税務課）		② 児童扶養手当業務（こども課）	
2 変更箇所	変更前	変更後	変更前	変更後
	氏名、性別、住所、生年月日____、賦課情報	氏名、性別、住所、生年月日、 <u>人的関係、収入情報</u> 、賦課情報	氏名、性別、住所、生年月日____、DV被害状況、虐待状況	氏名、性別、住所、生年月日、 <u>年金情報</u> 、養育費、DV被害状況、虐待状況
3 変更理由	本人からの申し出による手続きを予定していたが、市で把握している情報を利用することにより、本人の利便性の向上及び業務を円滑に進めるため			
4 変更期日	令和2年8月3日			
5 業務の概要	(1) 実施目的 個人住民税を賦課するため  (2) 業務内容 所得額、世帯状況など個人住民税の賦課に必要な情報を基に、当該年度における個人住民税の額を決定し、賦課する。		(1) 実施目的 児童扶養手当を支給するため  (2) 業務内容 児童扶養手当認定請求書及び各種届出を審査する。	
6 報告の理由	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急やむを得ず早急な対応をする必要があったため、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの			

目的外利用

保有個人情報

登録票（報告）

外部提供

課名 こども課

業務の名称	ひとり親家庭等支援事業	
利用又は提供する目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受ける市内事業者、大学生等、子育て世帯及びひとり親家庭等への緊急経済対策の一環として実施する給付金の申請受付、審査、支給等の生活支援に関する業務を円滑に進めるため （根拠法令： ）	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、養育費、DV被害状況、虐待状況	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	共通
	業務の名称	新型コロナウイルス感染症に係る総合支援業務
利用又は提供する期間	令和2年7月20日から業務終了まで	

## ひとり親家庭等支援事業業務の目的外利用について

- 1 業務の名称 ひとり親家庭等支援事業
- 2 業務の概要
  - (1) 実施目的  
ひとり親家庭等に対し医療費助成及び給付金の支給を行うことにより、経済的負担軽減に寄与するとともに、その自立及び就労を支援するため
  - (2) 業務内容  
医療費助成及び給付金の支給
- 3 利用又は提供する個人情報の項目  
氏名、性別、住所、生年月日、養育費、DV被害状況、虐待状況
- 4 利用又は提供できる理由  
本人同意又は新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務を適切に実施するに当たり公益上の必要があるため
- 5 利用又は提供する方法  
庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
  - (1) 業務の名称  
新型コロナウイルス感染症に係る総合支援業務
  - (2) 業務の概要  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受ける市内事業者、大学生等、子育て世帯及びひとり親家庭等への緊急経済対策の一環として実施する給付金の申請受付、審査、支給等の生活支援に関する業務を行うもの
- 7 利用期日又は提供開始日  
令和2年7月20日
- 8 報告の理由  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ひとり親家庭等に早急に支援を行う必要があったため、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの

個人情報業務登録の廃止（報告）

課 名 環境保全課

<p>廃止する業務の名称</p>	<p>上越市夏の節電キャンペーン業務</p>
<p>廃止年月日</p>	<p>平成30年3月31日</p>
<p>廃止する理由</p>	<p>平成24年3月31日をもって業務を終了し、平成29年度に関係文書を廃棄したため</p>



業務の名称	国民健康保険給付業務	
利用又は提供 する目的	住所地特例制度により転出先の市区町村で高額療養費及び高額介護合算療養費を支給する場合に、医療費助成の額を適正に算定するため当市が有する医療保険情報を提供するため (根拠法令：国民健康保険法)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、診療情報、収入情報、医療保険情報	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
利用又は提供 する相手先	名称	転出先市区町村
	業務の名称	医療費助成業務
利用又は提供 する期間	随時	



### 【国民健康保険給付業務の外部提供登録について】

国民健康保険は、住所登録がある自治体で加入することが原則であるが、被保険者が本市から転出し、市外の施設に入所した場合、本市の国民健康保険に引き続き加入する特例がある。この特例制度により、転出後も引き続き上越市の国民健康保険の被保険者のまま転出先の市区町村で他の医療費助成を受ける場合に、当該医療費助成の額を適正に算定するために本市が有する医療保険情報を提供する必要があることから必要な外部提供登録を行うもの

#### 国民健康保険給付業務の外部提供について

- 1 業務の名称 国民健康保険給付業務
- 2 業務の概要
  - (1) 実施目的  
国民健康被保険者に疾病、負傷、出産、死亡等の保険給付の事案が発生した場合に、必要な医療費の助成を行うため
  - (2) 業務内容  
国民健康被保険者に疾病、負傷、出産、死亡等の保険給付の事案が発生した場合に、必要な医療費の助成を行う。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目  
氏名、性別、住所、生年月日、診療情報、収入情報、医療保険情報
- 4 利用又は提供できる理由  
本人同意、国民健康保険法
- 5 利用又は提供する方法  
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
  - (1) 業務の名称  
医療費助成業務
  - (2) 業務の概要  
本人から医療費助成の申請を受け、審査するほか、他助成制度との調整を行い支給する。
- 7 利用期日又は提供開始日  
令和2年7月22日
- 8 報告の理由  
特例制度を用いて医療費助成を受ける転出先の市区町村からの医療費助成の額を適正に算定するための照会に対して早急に回答する必要があることから、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの

# 入所又は入院中の被保険者の特例(住所地特例)について

- 本来、国民健康保険又は後期高齢者医療の適用は住所地で行われるため、特別養護老人ホームや障害者施設などの社会福祉施設等へ入所したことにより、当該施設の所在する市町村又は後期高齢者医療広域連合に住所が移った者については、その施設所在地で適用を受けることとなる。
- この結果、これらの者の医療費が当該市町村又は広域連合の負担となるため、施設所在地の市町村の国民健康保険又は広域連合の負担が重くなるという不公平が生じることとなる。
- 負担の不均衡を是正するために、以下に掲げる施設等への入所により、他の市町村又は広域連合から転入してきた者については、入所する前の住所地の市町村が行う国民健康保険又は広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としている。

## 《住所地特例の対象となる施設》

- ① 病院又は診療所への入院
- ② 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設への入所【国民健康保険のみ適用】  
・児童福祉施設…助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- ③ 障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所  
・障害者支援施設…障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設
- ④ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所
- ⑤ 老人福祉法第20条の4又は第20条の5に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所
- ⑥ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設(有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。)への入居又は同条第24項に規定する介護保険施設への入所(※ 下線部は、平成27年4月1日から施行。)  
・特定施設…有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームのうち、地域密着型特定施設(有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームのうち、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもののうち、その入居定員が29人以下であるもの)でないもの  
 ・介護保険施設…指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設
- ⑦ 障害者総合支援法附則第18条第2項に規定する共同生活援助又は共同生活介護を行う共同生活住居への入居

住所地特例の仕組みは介護保険制度においても同様であり、介護保険では⑥の施設のみが住所地特例の対象施設となる。

## 住所地特例のイメージ

### 【後期高齢者医療】



### 【国民健康保険】



Table 1: Comparison of the proposed method with other methods.

Method	Accuracy (%)	Runtime (s)
Proposed Method	98.5	1.2
Method A	97.8	2.5
Method B	97.2	3.1
Method C	96.5	4.0
Method D	95.8	5.5

個人情報業務登録の廃止（報告）

課 名 文化振興課

<p>廃止する業務の名称</p>	<p>地域文化活動支援業務</p>
<p>廃止年月日</p>	<p>平成31年3月31日</p>
<p>廃止する理由</p>	<p>平成25年3月31日をもって業務を終了し、平成30年度に関係文書を廃棄したため</p>

目的外利用  
個人情報 登録の廃止（報告）  
外部提供

課 名 文化振興課

業務の名称	地域文化活動支援業務	
利用又は提供した 相手先	名 称	市民
	業務の名称	地域文化活動支援業務
廃止年月日	平成25年3月31日	
廃止する理由	平成25年3月31日をもって事業が終了したため	
利用又は提供した 情報の回収・廃棄 方法	市民に広く、文化芸術活動を行っている団体・個人を紹介する業務 であり、提供した情報回収・廃棄は不要	

個人情報業務登録の廃止（報告）

課 名 文化振興課

<p>廃止する業務の名称</p>	<p>上越市地域文化活動交流支援事業</p>
<p>廃止年月日</p>	<p>平成30年3月31日</p>
<p>廃止する理由</p>	<p>平成24年3月31日をもって業務を終了し、平成29年度に関係文書を廃棄したため</p>

目的外利用  
 個人情報 登録の廃止（報告）  
外部提供

課 名 文化振興課

業務の名称	上越市地域文化活動交流支援事業	
利用又は提供した 相手先	名 称	地域文化活動交流支援事業を行う団体
	業務の名称	上越市地域文化活動交流支援事業
廃止年月日	平成24年3月31日	
廃止する理由	平成24年3月31日をもって業務を終了したため	
利用又は提供した 情報の回収・廃棄 方法	提供の目的として、地域文化活動交流支援事業を実施している団体間の交流を深めるとともに新しい文化の創造・地域づくりにあることから、提供団体からの個人情報の回収・廃棄は不要	

指定管理者個人情報取扱業務登録の廃止（報告）

課 名 農村振興課

施設の名称	越柳地区研修センター
指定管理者の名称	上越柳町内会
個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、加入団体、利用内容など利用承認申請書、制限行為許可申請書、利用料金減免申請書及び承認等に係る決定通知書にある情報
廃止年月日	令和2年4月1日
廃止する理由	越柳地区研修センターの供用を廃止するため
個人情報の回収 ・廃棄方法	市の文書保存期間基準に基づき適正に保管し、保存期間満了後、廃棄する。



指定管理者個人情報取扱業務登録の廃止（報告）

課 名 農村振興課

施設の名称	三和北部地区農業振興センター
指定管理者の名称	北部地区農業振興センター協議会
個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、加入団体、利用内容など利用承認申請書、制限行為許可申請書、利用料金減免申請書及び承認等に係る決定通知書にある情報
廃止年月日	令和2年4月1日
廃止する理由	三和北部地区農業振興センターの供用を廃止するため
個人情報の回収 ・廃棄方法	市の文書保存期間基準に基づき適正に保管し、保存期間満了後、廃棄する。

指定管理者個人情報取扱業務登録の廃止（報告）

課 名 農林水産整備課

施設の名称	日本自然学習実践センター
指定管理者の名称	特定非営利活動法人くびき里やま学校
個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、加入団体、利用内容など利用承認申請書、制限行為許可申請書、利用料金減免申請書及び承認等に係る決定通知書にある情報
廃止年月日	令和2年4月1日
廃止する理由	日本自然学習実践センターの供用を廃止するため
個人情報の回収 ・ 廃棄方法	市の文書保存期間基準に基づき適正に保管し、保存期間満了後、廃棄する。